

令和7年3月26日

令和7年3月

茨木市農業委員会定例会議事録

茨木市農業委員会

茨木市農業委員会定例会議事録

1 開催日時 令和7年3月26日(水) 午後1時30分～午後2時

2 開催場所 茨木市役所 南館10階大会議室

3 出席委員(13人)

会長 14番 小濱 邦臣

副会長 6番 中村 正治

委員 1番 大神 平 2番 中西 壽男

3番 入交 享子 4番 矢頭 周

5番 久保 睦子 7番 南野 悟

8番 吉田 公俊 10番 谷山 正昭

11番 池田 洋一 12番 大西 清一

13番 西林 肇

4 出席農地利用最適化推進委員(7人)

第1地区 西ノ坊 嘉治 第2地区 中井 昇

第3地区 中野 勝之 第4地区 小川 範久

第5地区 川端 稔 第6地区 森 善隆

第7地区 松本 好博

5 欠席委員(1人)

9番 早川 訓男

6 農業委員会事務局職員(3人)

事務局長 浅野 貴士 事務局次長 松下 伸弘

事務局長代理 奥田 真貴子

7 議事録署名委員

11番 池田 洋一 12番 大西 清一

8 議事日程

(1) 一般事務に関する報告

(2) 議事録署名委員の指名

(3) 付議案件

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請

議案第2号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画(利用権設定)

議案第 3 号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用
集積等促進計画案

議案第 4 号 農業委員会への事務委任協議

報告第 1 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出（専決処理分）

報告第 2 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知

報告第 3 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の規定によ
る農用地利用集積等促進計画の認可通知

（４）報告事項

令和 6 年度ふるさと農業再生委員会活動報告

令和 6 年度都市農政対策委員会活動報告

女性農業委員会委員交流会について

9 会議の概要

議 長

ただいまから、令和 7 年 3 月定例会を開催いたします。

現在の出席委員は、13 名でありますので、会議は成立いたしております。

なお、推進委員の出席は 7 名でございます。

議 長

それでは、議事日程に従い、順次進めてまいります。

初めに、一般事務に関する報告でございますが、お手元の資料のとおりでござい
ますので、後程お目通しをいただきたいと存じます。

議 長

次に、議事録署名委員の指名を行います。

慣例によりまして、私からご指名申し上げてもご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議 長

ご異議なしと認め、議席番号 11 番、池田洋一委員、並びに議席番号 12 番、
大西清一委員をご指名申し上げます。

議 長

これより、付議案件の審議を行います。

議案第 1 号、農地法第 5 条の規定による許可申請、1 件を議題といたします。

なお、本件につきましては、中村副会長と地区担当委員、推進委員、並びに
西林委員により、現地調査を実施いたしておりますので、調査結果につきまし

て、報告を求めます。

大西委員。

大西委員

それでは、３月７日に現地調査を行いました結果について、報告させていただきます。

申請地は、 、地目は田、４３８平方メートルでございます。

位置につきましては、議案第１号参考資料でご確認ください。

申請地は、府道余野茨木線と府道茨木摂津線が交わる馬場の交差点の東側、約３５０メートルに位置し、余野茨木線の東側に面しております。

転用の目的は仮設現場詰所及び駐車場で、許可日から令和９年３月３１日までの一時転用でございます。

周囲の状況は、北側、東側及び南側は資材置場、西側は道路でございます。

雨水は敷地内に水路を設置し、油と水を分離槽で油分を取り除き、場内で浸透処理する計画でございます。

地元協議も整っており、一時転用することについて、問題はないものと思われます。

以上、簡単でございますが、現地調査の報告とさせていただきます。

議 長

ありがとうございました。

それでは、申請内容について、事務局の説明を求めます。

松下事務局次長。

事務局

事務局からご説明申し上げます。

議案第１号、農地法第５条の規定による許可申請、１件、１筆、４３８平方メートルについてでございます。

本件につきましては、市街化調整区域内の農地について、農地を農地以外のものに転用するため申請があったものでございます。

内容についてご説明申し上げます。

転用の目的は工事用仮設現場詰所及び駐車場、権利の種類は賃借権、一時転用で、期間は許可日から令和９年３月３１日までとなっております。

転用期間満了までに田及び畑に復旧する計画でございます。

転用の理由でございますが、被設定人は建設業を営んでおり、申請地を借り受け、大阪府施行、主要地方道茨木摂津線、茨木箕面丘陵線橋梁下部工事に係る橋脚を築造する工事に伴う工事用仮設現場詰所及び駐車場として整備するものです。

事業計画では仮設現場詰所及び駐車場、建築面積３３平方メートル、駐車台

数は6台となっております。

農地の区分につきましては、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地でありますことから、第2種農地と判断します。

土地の選定理由としましては、被設定人は候補地を選定するに当たり、周辺で農地以外の土地を含め、複数の候補地を探しましたが、それぞれ候補としたほかの土地では、工事現場から遠い、仮設現場詰所で電気が必要で電線の引き込みが困難であり、転用に伴い他の周辺の農地、営農に影響を及ぼす恐れが少ない当該申請地を選定したものでございます。

なお、農地転用に関し、地元との協議も済んでおります。

以上、農地法第5条第2項及び政省令の許可基準に適合しているものと思われます。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議 長

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

本件に関しまして、ご意見、ご質問等がありましたらお願いします。

(「なし」の声あり。)

議 長

ご意見等がございませんので、質疑を打ち切りましてご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長

ご異議なしと認め、質疑を打ち切ります。

なお、本件につきましては、農地法第5条第3項の規定に基づき、大阪府農業会議に意見聴取いたしており、許可されることは止むを得ないとの意見を受けております。

お諮りいたします。

農地法第五条の規定による許可申請、1件につきましては、適当と認め許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長

ご異議なしと認め、左様決定いたします。

議 長

次に、議案第2号、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画、利用権設定、1件を議題といたします。

それでは、申請内容につきまして、事務局の説明を求めます。

奥田事務局長代理。

事務局

議案第2号、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画、利用権設定、1件、1筆、1,526平方メートルにつきまして、茨木市長から農業委員会会長あて、利用集積計画を定めるに当たり、審査依頼があったものでございます。

権利関係は賃借権、5年の再設定となっております。

農地を効率的に利用し、必要な農作業に常時従事すると見込まれることから、農業経営基盤強化促進法の各要件を満たしていると考えます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

本件に関しまして、ご意見、ご質問等がありましたらお願いします。

(「なし」の声あり。)

議 長

ご意見等がございませんので、質疑を打ち切りましてご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長

ご異議なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画、利用権設定、1件につきましては、適当と認め承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長

ご異議なしと認め、左様決定いたします。

議 長

次に、議案第3号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案、2件を議題といたします。

それでは、申請内容について、事務局の説明を求めます。

奥田事務局長代理。

事務局

議案第3号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案、2件、3筆、1, 792平方メートルについてでございます。

1項目につきましてご説明申し上げます。

転借人は、大阪版認定農業者で、権利関係は賃借権、解除条件付、5年の再設定となっております。

次に、2項目及び3項目につきましては、転借人は府の準農家で、権利関係は使用貸借権、解除条件付、5年の再設定でございます。

いずれも、転借人は、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に、継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれます。

いずれも、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

本件に関しまして、ご意見、ご質問等がありましたらお願いします。

(「なし」の声あり。)

議 長

ご意見等がないようでございますので、質疑を打ち切りましてご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長

ご異議なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画案、2件につきましては、原案のとおり決定することにご異議ございません

か。

(「異議なし」の声あり。)

議 長

ご異議なしと認め、原案のとおり大阪府みどり公社に対し要請いたします。

議 長

次に、議案第４号、農業委員会への事務委任協議を議題といたします。

それでは、内容について事務局の説明を求めます。

松下事務局次長。

事務局

議案第４号、農業委員会への事務委任協議について、茨木市長が大阪府知事から農地法に係る事務の移譲を受けるに当たり、農業委員会会長あて、事務委任の協議があったものでございます。

協議の内容につきましては、農地法第５１条の違反転用に対する処分に関する事務及び法令改正に伴い関連して、大阪府知事から茨木市長に移譲される事務でございます。

事務移譲、事務委任の手続の流れについては、議案第４号参考資料のとおりでございます。

今回の農地法の改正は、昨年、食料・農業・農村基本法改正法が成立したのを踏まえたもので、農地転用に係る手続の厳格化が図られました。

これまで違反転用に対する措置としましては、違反転用の発見、是正指導、職員による監督、原状回復命令等の措置がございましたが、今回の法改正により、これまでの違反転用に対する措置に加え、新たに違反転用を行い原状回復等の措置命令を受けた者が、期限内に措置を講じない等の場合に、命令に従わなかった旨、土地の地番及び氏名を公表する仕組が創設されました。

この効果としましては、違反者は命令を履行する、違反転用地の第三者への権利移動の防止ということでございます。

違反転用に対する処分については、法令上、都道府県知事の権限となっており、平成２２年１０月１日に、府知事から茨木市長に権限が移譲され、農業委員会に事務委任されております。

今回新たに措置されました違反情報の公表事務については、既に委任済みの違反転用に対する措置と、一体的かつ機能的に行う必要があることから、茨木市長から事務委任の協議があったものでございます。

事務委任の時期は、改正農地法の施行日である、令和７年４月１日でございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
本件に関しまして、ご意見、ご質問等がありましたらお願いします。

議 長

小川委員。

小川委員

違反公表以外に、もともとある事務はなんでしょうか。

議 長

事務局。

事務局

まず、違反転用を発見する過程としまして、委員に農地パトロール、巡回していただいておりますので、その段階で、もしそういうのが見受けられましたら、そこから違反転用の指導になります。

まずは、違反転用を発見していただく、その後は是正されるよう指導を行うということになります。

過去の事案では、見つけた段階で工事中であるとか、駐車場や資材置場として使用されているような場合には、原状復旧するよう指導した場合もございます。

議 長

小川委員。

小川委員

要は違反を是正する事務も含まれているということですか。

議 長

事務局。

事務局

その通りです。

農地法第51条に農地法に違反転用に対する規定がありますが、こちらに関しては、違反の是正に向けて適用されるものであります。

議 長

今回の改正につきましては、今説明があったように、4月1日に、事務委任でそれに追加して今回の違反の処分を公表するということが出てきましたので、追加で市長から事務の移譲がありました。

原状回復命令を出すところまでは、なかなか進まないような状況ですので、違反の公表というところまでは至らないと思いますが、事務的にはそうすることということで、農業委員会が事務を行うことになります。

他にご意見等がないようでございますので、質疑を打ち切りましてもご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長

ご異議なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

農業委員会への事務委任協議につきましては、同意する旨、回答することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長

ご異議なしと認め、左様決定いたします。

議 長

次に、報告案件に移ります。

報告第1号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出、専決処理分、3件。

以下、報告第3号、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定による農用地利用集積等促進計画の認可通知、1件でございますが、いずれも事務処理要領及び大阪府からの通知に基づき処理いたしましたものでございます。

よろしくご了承賜りますようお願いいたします。

議 長

次に、報告事項でございますが、令和6年度、ふるさと農業再生委員会の活動内容につきまして、大西委員長から報告願います。

議 長

大西委員長。

大西委員

それでは、ふるさと農業再生委員会の活動について、ご報告申し上げます。

令和6年度ふるさと農業再生委員会活動報告書をお配りしておりますので、そちらをご覧ください。

まず、遊休農地調査の実施については、従前から取り組んでおります荒廃農地の発生、解消状況に関する調査に基づき、各委員が、8月から10月にかけて担当地区の農地をパトロールし、利用状況調査を実施しました。

そして、判定結果が表で表しておりますように、

営農再開が0筆。

草刈り等が必要な箇所が8筆、6,208平方メートル。

基盤整備が必要な箇所が13筆、10,353平方メートル。

再生利用が困難な農地が、49筆、43,465平方メートル。

合計70筆、60,026平方メートルとなっております。

今回、令和6年度の荒廃農地の解消実績は0件でした。

また各委員からの活動状況報告と調査結果を踏まえて、文書にて遊休農地所有者11名に対して、農地利用意向調査を行いました。

意向調査の結果は、対象農地19筆あった中で8筆の回答がありました。

回答は、農地中間管理事業の利用が3筆、自ら売買、賃借権を設定予定が0筆、自ら耕作が1筆、その他、自由記入と書いておりますが4筆、未回答が11筆となりました。

その他について、自由記入欄にご記入いただいた中で、数少ない意見でしたけれども、唯一、水はけが悪く、まともに利用できないという意見を述べられている方もおられました。

そして、その他のふるさと農業再生農業委員会の活動としましては、6月13日、9月10日、11月14日、1月14日、3月12日の計5回開催しております。

報告は、以上でございます。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、令和6年度、都市農政対策委員会の活動内容につきまして、谷山委員長から報告願います。

議 長

谷山委員長。

谷山委員

それでは、令和6年度都市農政対策委員会の活動について、ご報告申し上げ

ます。

活動報告は資料をご覧ください。

まず、遊休農地パトロールの実施について、昨年9月12日、委員による事前調査を基に、遊休農地の所在地一覧表を作成し、全筆のうち地区担当委員から報告のあった4筆を巡回し、遊休農地判定を行いました。

また、当日、巡回できなかった農地について、委員が事前に撮影された写真によりそれぞれ判定を行いました。

判定結果は、A判定が 9筆、 8, 319平方メートル。

B判定が32筆、21, 057平方メートル。

C判定が26筆、17, 533平方メートル。

農地法第3条の許可による所有権移転や農地転用済み、D判定が5筆、2, 321平方メートル。

合計72筆、49, 230平方メートルとなっております。

調査の総括については、前年度と比べ改善された農地が、BからAが8筆、CからBが3筆。

反対に悪くなりました農地は、AからBは1筆、BからCが4筆となっております。

5筆は、農地法第3条による所有権移転や農地転用により、遊休農地から解消しました。

しかし、新規に発生した遊休農地が3筆もありました。委員より後日追加で4筆ありました。

そのうちの2筆は、草刈は済ましております。

また、委員に判定いただきまして、C判定の遊休農地を、生産緑地、市街化区域、市街化調整区域の3種類に分類し、農地所有者等18人に対して、昨年12月11日に、文書による指導を行いました。

その他の活動内容として、会議を今年度は約2カ月に1回、5回開催しております。

報告は、以上でございます。

議 長

ありがとうございました。

両委員会におかれましては、熱心に取り組んでいただき、ご苦労さまでございました。

引き続き、ご尽力賜りますようお願いいたします。

議 長

続きまして、先般開催されました女性農業委員会委員交流会に、本委員会から入交委員が出席されておりますので、報告をお願いいたします。

議 長
入交委員。

入交委員
(報告を行う。)

議 長
ありがとうございました。
入交委員には、今回の交流会で得られました知識を、今後の委員会活動に活かしていただきたいと思います。
ご苦勞さまでございました。

議 長
以上、本日の案件は全て議了いたしました。
ここで、今後の行事予定を申し上げます。
まず、委員総会に向けまして運営協議会を、4月15日、火曜日、午後1時30分から本館7階会議室で開催いたします。
次に、来月の定例会でございますが、4月22日、火曜日、午後1時30分から、本館6階第1会議室で開催いたします。
なお、来年度から、定例会の会場が変わります。
会場は、農業委員会事務室の一つ下の階でございます。
本館北側エレベーター6階で下りて左手手前すぐの会議室になりますので、お間違えのないようにご注意ください。
また、令和7年度委員総会でございますが、4月24日、木曜日、午後1時30分から、南館8階中会議室で開催いたします。

議 長
それでは、これをもちまして、令和7年3月定例会を閉会といたします。
慎重な審議を賜り、誠にありがとうございました。

上記会議の顛末を記録し、茨木市農業委員会会議規則第15条第2項の規定により、ここに署名する。

令和7年3月26日

茨 木 市 農 業 委 員 会

議 長

署名あり

署 名 委 員

署名あり

署 名 委 員

署名あり
